令和８年１１月５日

松本広域鳥獣被害防止総合対策協議会
会長　田中　悦郎

次のとおり事後審査型一般競争入札を行うので、松本広域鳥獣被害防止総合対策協議会一般競争入札実施要領第７の規定に基づき公告する。

記

１　入札対象業務

⑴　件名

令和８年度鳥獣被害防止総合対策交付金　鳥獣被害防止総合支援事業に係るくくりわなの購入

⑵　調達する物品等の種類・数量

くくりわな　５０４基

⑶　納入期限

令和９年１月２９日（金）

⑷　納入場所

長野県安曇野市豊科 6000 番地　安曇野市役所本庁舎地下　（３０４基）

長野県松本市梓川梓 2288 番地 3　（２００基）

２　入札資格

この購入については、次に掲げるすべての要件を満たしている者に限り入札に参加できる。

⑴　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

⑵　この購入に係る仕様書に基づき、入札参加申請書の提出を行った者であること。

⑶　この公告の日から落札決定の間に行政機関の指名停止措置を受けていないものであること。

⑷　長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

⑸　当該契約と同種（類似）業務の履行実績がある者であること。

3　入札参加申請方法

⑴ 入札参加申請書：令和８年 11 月５日（木）から令和８年 11 月 11 日（水）までに提出

⑵ 入札書：令和８年 11 月５日（木）から令和８年 11 月 12 日（木）までに提出

⑶ 提出先：安曇野市役所耕地林務課林務担当

⑷ 提出方法：提出は郵送のみとし、期限必着とする。

4　公告期間

令和８年 11 月５日（木）から令和８年 11 月 12 日（木）まで

5　入札保証金

必要と認められた者には入札日の前日までに電話にて通知

6　公告事項等に関する質問書

⑴ 提出先：安曇野市役所耕地林務課林務担当

⑵ 提出方法：電子メールによる（様式自由）

⑶ 提出期限：令和８年 11 月 10 日（火）午後５時まで

⑷ 回答期限：令和８年 11 月 11 日（水）午前 11 時までに入札参加申請者すべてにＦＡＸで回答

7　開札日時・場所および入札書の提出方法

⑴ 日時：令和８年 11 月 13 日（金）　午前９時３０分

⑵ 場所：安曇野市豊科 6000 番地　安曇野市役所本庁舎２階　耕地林務課事務室

⑶ 入札書は、郵送により提出する。

・　外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

・　入札書を中封筒に入れ、封かんのうえ、封筒の表面に、開札日、業務（調達）、件名及び入札者の商号または名称を記載すること。

・　外封筒には、入札書を入れ封かんした中封筒を入れ、封筒表面に、開札日、業務（調達）件名及び「入札書在中」を記載し、裏面に、入札者の商号又は名称並びに担当者連絡先（電話番号・FAX番号）を記載すること。

・　入札書の提出期限は、令和８年11月12日（木）までとする。

8　入札回数

３回を限度とする。予定価格の制限に達しない場合３回目の入札で有効な最低価格を提示した者と、３回を限度に見積徴収を行う。

９　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、落札候補者は令和８年 11 月 16 日（月）までに入札参加資格確認書類を安曇野市耕地林務課林務担当に提出する。審査の結果、入札参加資格要件を満たしている場合は、当該落札候補者を落札者とする。入札参加資格要件を満たしていない場合には次順位者から順次審査を行い適格者が確認できるまで行うものとする。

１０　契約保証金

落札決定日の翌日から５日以内に契約金額に 100 分の 10 を乗じた額以上の額の契約保証金を協議会に納付しなければならない。

ただし、次の各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することができる。

⑴　契約人が保険会社との間に協議会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

⑵　契約人が過去２年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。

⑶　契約人が法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。

⑷　契約人が契約保証人を立てたとき。

⑸　契約金が 100 万円未満であり、かつ、契約人が契約を確実に履行するものと認められるとき。

２　前項第２号に定める「規模をほぼ同じくする契約」は、当該契約金額の 70%以上の額による契約とし、上限は定めないものとする。

３　契約人が、契約を履行しないときは、納付した保証金は協議会に帰属するものとする。また、第１項ただし書きにより契約保証金の納付を免除された契約人が契約を履行しないときは、納付させないこととした金額に相当する金額を協議会に納付しなければならない。

１１　入札公告文等引き渡し方法

入札公告文、仕様書、参加申請書（入札書、委任状）、参加資格確認申請書様式は長野県安曇野市公式ホームページからダウンロードすること。

１２　その他

松本広域鳥獣被害防止総合対策協議会「松本広域鳥獣被害防止総合対策協議会一般競争入札実施要領」より施行

１３　提出先及び問い合わせ先

松本広域鳥獣被害防止総合対策協議会　事務局（安曇野市耕地林務課内）
〒399-8281　長野県安曇野市豊科６０００番地（本庁舎２階）
電話　0263-71-2432（直通）　ＦＡＸ　0263-71-2507
メール　kouchirinmu@city.azumino.nagano.jp